

非永住者の送金課税について

国際的な人材交流が活発化し、海外法人の社員が日本へ出向したり、研修等のために一時的に日本で生活するケースが増えています。今回は、非永住者の税務、特に送金課税についてご紹介します。

1 非永住者の判定

(1) 居住者と非居住者

わが国の所得税法では、「居住者」とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。住所とは生活の本拠をいい、居所とは相当期間継続して居住する場所のことで、社員寮やホテルなどが当たります。外国人駐在員（Expats）の住所や居所の判定は、1年以上日本で勤務する予定であれば日本に住所があるものと推定され居住者となり、1年未満の勤務予定であれば非居住者となります。なお、勤務期間に変更があれば、その都度居住者か非居住者かの判定を行うこととなります。

(2) 「非永住者以外の居住者（永住者）」と「非永住者」

居住者は、「非永住者以外の居住者（永住者）」と「非永住者」に分かれます。非永住者の定義は、居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人です。従って、海外から出向等した社員で、1年以上の見込みで来日した人は、非永住者に該当することになります。外国人駐在員（Expats）はこの非永住者に該当することが多いと思われます。

非永住者は「居住形態等に関する確認書」を確定申告書に添付する必要があります。

2 非永住者の税務

(1) 課税所得の範囲

非永住者は、海外で稼いだ所得（国外源泉所得）以外の所得と、国外源泉所得で日本国内において支払われ、又は日本国内に送金されたものに対して課税されます。外国人駐在員など、日本に来て間もない外国人は、海外から送金を受けた場合に税金がかかる場合があります。非永住者以外も含

めた個人の課税所得の範囲は以下の通りです。

非永住者
国外源泉所得以外の所得 国外源泉所得で国内において支払われたもの 国外源泉所得で国外から送金されたもの
非永住者以外の居住者（永住者）
国内源泉所得及び国外源泉所得
非居住者
国内源泉所得

(2) 非永住者の送金課税

非永住者の課税所得において、国外源泉所得で国外から送金されたものとは、例えば海外の口座から引き落とされるクレジットカードを日本国内で使用する場合や、日本国内でキャッシュカードを利用して海外口座から出金する場合も送金とみなされます。

(3) 送金課税の課税対象額の計算方法

- ① 国外からの送金額－非国外源泉所得の国外払い
- ② 国外源泉所得の国外払い

①と②の金額を比較し、いずれか少ない金額を送金課税の対象とします。②の金額がなければ、送金課税はありません。つまり、非永住者が国外から送金を受領した場合、送金額の全てに課税されるのではなく、国外源泉所得の国外払いを上限に課税されます。また、国外源泉所得と送金原資に相関関係はなく、実際に国外源泉所得が国内に送金されたかどうかは関係ありません。

なお、国外源泉所得の種類が複数ある場合、送金額を各所得の金額等によりあん分計算して確定申告書に記載することとなります。

来日直後の外国人が海外からの送金を行う場合には、慎重な対応が求められます。また、非永住者以外の居住者（永住者）は、所得が発生した場所を問わず全ての所得に対して課税されるため、年の途中で非永住者から永住者になる場合には注意が必要です。

（国際特別委員会委員 菊池 康弘）